

〔 震災対策編 〕

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、紀宝町の地域に係る地震災害に関する対策について、その基本を定め、住民及び事業所等の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2項 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 町防災会議 | 紀宝町防災会議 |
| 4 本部（長） | 紀宝町災害対策本部（長） |
| 5 町計画 | 紀宝町地域防災計画 |

第3項 計画の習熟及び修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは町防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 町防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 町防災会議は、作成した防災計画修正（案）について基本法第42条第3項の規定により県知事と協議する。
- 3 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 基本法第42条第4項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

又、この計画は、町職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、住民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

1 紀宝町

防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (9) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (10) 被災者の救助に関する措置
- (11) ボランティアの受入れに関する措置
- (12) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (13) 被災町営施設の応急対策
- (14) 災害時の文教対策
- (15) 災害時における交通及び輸送の確保
- (16) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (17) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (18) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (20) その他災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置
- (21) 関係機関への応援要請

2 三重県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練

- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) その他災害の発生の防御と被害拡大防止のための措置

3 消防（熊野市消防本部・熊野市消防署紀宝分署）

- (1) 火災、救急及び救助等の各種災害活動
- (2) 防火対象物及び危険物施設の査察改善指示
- (3) 火災予防及び応急手当の普及
- (4) 町が行う災害防御または救助に対しての支援協力

4 警察（紀宝警察署）

- (1) 災害時における管轄区域の交通規制の円滑な実施
- (2) 災害時における関係機関との緊密な連絡、交通に関する情報収集及び交通規制並びに危険物の保安措置、指導及び取締り
- (3) 災害時における警察の相互援助（応援、派遣）に関する措置及び警察通信、装備資機材等の配備運用
- (4) 災害警備活動に資するため、災害に関する情報収集、各種災害警備活動
- (5) 町長が行う災害防御活動または災害救助活動に対しての必要な協力

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - オ 情報の収集及び連絡

- カ 津波警報の連絡
- (2) 財務省東海財務局
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置
 - オ 金融上の諸措置
- (3) 東海北陸地方厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 東海農政局
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（地すべり防止区域内の農地地域に限る）等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 応急用食料等（米穀・乾パン）の供給に関する連絡調整
 - コ 応急用食料の供給支援にあてる在庫量の調査、調達・供給体制の整備
 - サ 小売店の巡回点検により、食料の需給、価格等の動向に関する調査を、新消費者総合対策に基づき実施
 - シ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 東海農政局三重農政事務所
 - ア 米穀販売業者に対する知事又は知事の指定する者への精米の売却に関する要請（知事の供給要請による）
 - イ 知事又は知事の指定する者への政府米売却又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する要請
 - ウ 国が災害対策用として備蓄している乾パンの被災地に対する緊急輸送措置
 - エ その他、県外の米麦加工食品製造業者（パン、麺類、米飯、即席食品等）が保有又は製造する食料品の供給に関する情報提供
- (6) 近畿中国森林管理局
 - ア 防災を考慮した森林施業
 - イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
 - ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
 - エ 国有林における荒廃地の復旧
 - オ 災害対策用復旧用材の供給

(7) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

(8) 中部近畿産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
- イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導

(9) 中部運輸局三重運輸支局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- カ 特に必要があると認めときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

(10) 第四管区海上保安本部（尾鷲海上保安部）

- ア 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- イ 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限または禁止措置
- エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
- オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な処置
- カ 海上災害の発生するおそれのある海域にあるものに対する火気の使用の制限又は禁止措置
- キ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
- ケ 自衛隊の災害派遣要請

(11) 津地方気象台

- ア 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
- イ 気象庁本庁が行う津波予報の県への通知
- ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表

(12) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整並びに電波の統制管理
- イ 災害時における電子通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理

- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の実施、又は指導
 - オ 非常通信協議会の育成指導
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
- (13) 三重労働局（熊野労働基準監督署）
- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
 - イ 事業所における労働災害発生状況の把握
 - ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
- (14) 中部地方整備局（紀勢国道事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 情報の収集及び連絡
- (15) 近畿地方整備局（紀南河川国道事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 所管河川施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管河川施設の緊急点検の実施
 - (ウ) 情報の収集及び連絡

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その他業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店（和歌山支店）

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 三重支店

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (3) KDD I 株式会社中部支社三重支店、a u 三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (4) 日本銀行名古屋支店
 - ア 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。
 - イ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。
 - (ア) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
 - (イ) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
 - (ウ) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
 - a り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
 - b 手形交換については、交換開始時刻、交換尻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認
 - c 災害関係融資について実情に即した措置
 - (エ) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
 - (オ) 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。

(カ) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。

(キ) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

(5) 日本赤十字社三重県支部

- ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- エ 救援物資の配分
- オ 義援金の募集及び配分

(6) 日本放送協会津放送局

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための住民への周知
- イ 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- ウ 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
- イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- エ 災害り災害救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
- カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- キ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
- ク 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理
- ケ 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理

(8) 関西電力株式会社和歌山支店（新宮営業所）

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(9) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（鶴殿郵便局等）

- ア 災害時における郵便業務運営の確保
- イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策
 - (7) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
 - (カ) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

- (キ) 病院等による医療救援活動
- (ク) 簡易保険加入者福祉施設を利用した災害救援活動
- (ケ) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(1) 紀南医師会

ア 医師会救護班の編成及び連絡調整

イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(5) ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県LPガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(6) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会、建設業組合等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせん、災害時の応急復旧工事に対する協力

(7) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、女性の会、青年団等）

被災者の救助活動及び義援金の募集等について協力

(8) 危険物施設等の管理者

町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防火管理の実施

8 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練への協力参加

9 自主防災組織、自治会及び住民自治協議会等

(1) 地域における災害予防に関すること。

(2) 避難時における地域活動に関すること。

(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第3節 紀宝町の特質と既往の地震災害

第1項 地質及び地盤

本町の地質は斑岩（黒雲母花崗斑岩）が広く分布し、流紋岩質岩盤とともに熊野酸性岩類と呼ばれ、この地域の山地を形成している基岩盤類である。御浜町から井田地区に続く、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層の宮井層群とよばれる砂岩泥岩互層が分布している。

本町の周辺に分布している土壌は、相野谷川、神内川河川の中流部に細粒灰色低地土が、河口部には排水不良なグライ土壌が分布し、その上流には腐植含量の少ない黄色土壌が分布している。海岸部には、砂丘未熟土壌が海岸線と平行に延び、その奥には赤色土壌が分布し、熊野川沿いには褐色森林土壌がみられる。

第2項 社会的条件

地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現れる特徴を持っている。

鵜殿地区をはじめ一部地域では住宅地の拡大が進行し、住宅建物の過密化により災害時における火災の多発、延焼地域の拡大の危険性が高い。一方、高齢化、若者の人口流出等により消防団活動に不安がみられる。

生活環境の近代化が進み、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、心理的危険性が予想される。また、ガソリン等危険物を内蔵している自動車の増加により、地震等の交通混乱によって被害が拡大する危険性がある。

第3項 三重県における既往の地震とその被害

三重県に被害を及ぼした地震は、多くが記録されているが、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中で大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっている。

近年の地震・津波の被害状況は次のとおりである。

(1) 東南海地震（1944年12月7日、M7.9）

震源が熊野灘沖約20 kmと近くであったため、直接的な被害も大きく、また津波災害も熊野灘沿岸で激しいものであった。

県内では震度5（一部震度6）で、津波は高いところでは10mを記録し、死者389人、負傷者608人、住家の全壊1,627棟、半壊4,210棟等の大きな被害があった。

(2) 南海地震（1946年12月21日、M8.0）

震源は潮岬南方約50 kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったが、それでも県内の震度は4（一部震度5）で、津波は4～6m、死者11人、負傷者35人、住家の全壊65棟、半壊92棟であった。

第4節 被害の想定

三重県に及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

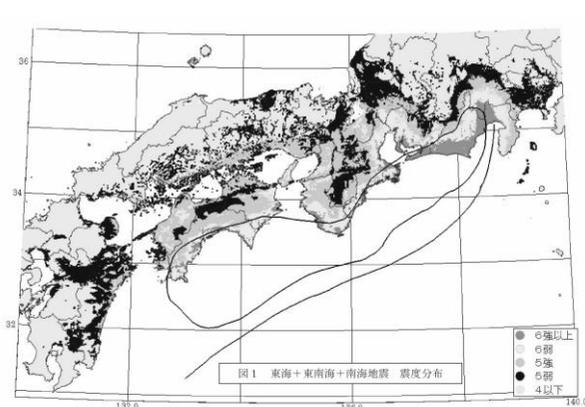
ここでは、三重県に被害を及ぼした既往地震及び三重県内の活断層分布等より、これらの断層を起因とする地震が発生した場合の被害について想定するが、このうち最も被害が甚大で、かつ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の想定結果に基づき、今後、人的被害と経済的被害軽減のための達成時期と、被害軽減量を示した減災目標等からなる地震対策の長期計画の策定に取り組み、防災関係機関と住民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第1項 地震の想定

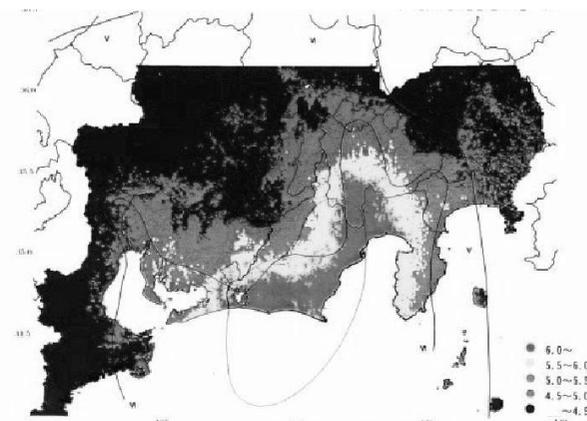
1 プレート境界型地震

「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成17年3月）において、東海・東南海・南海地震をはじめとするプレート境界型地震が発生した場合の本県における被害の想定を行った。

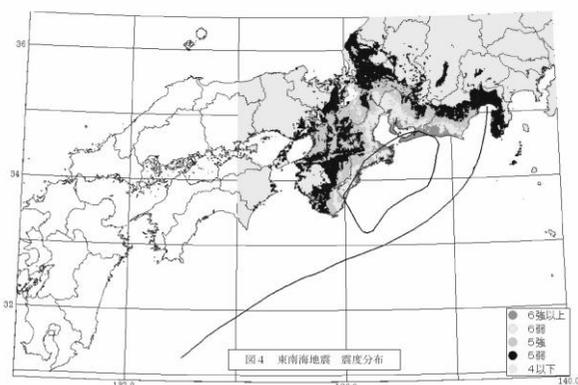
プレート境界型地震の想定位置（中央防災会議資料より）



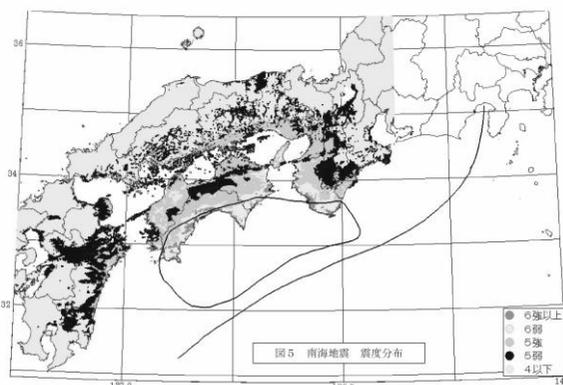
①東海+東南海+南海地震 (M8.7)



②東海地震 (M8.0)



③東南海地震 (M8.1)



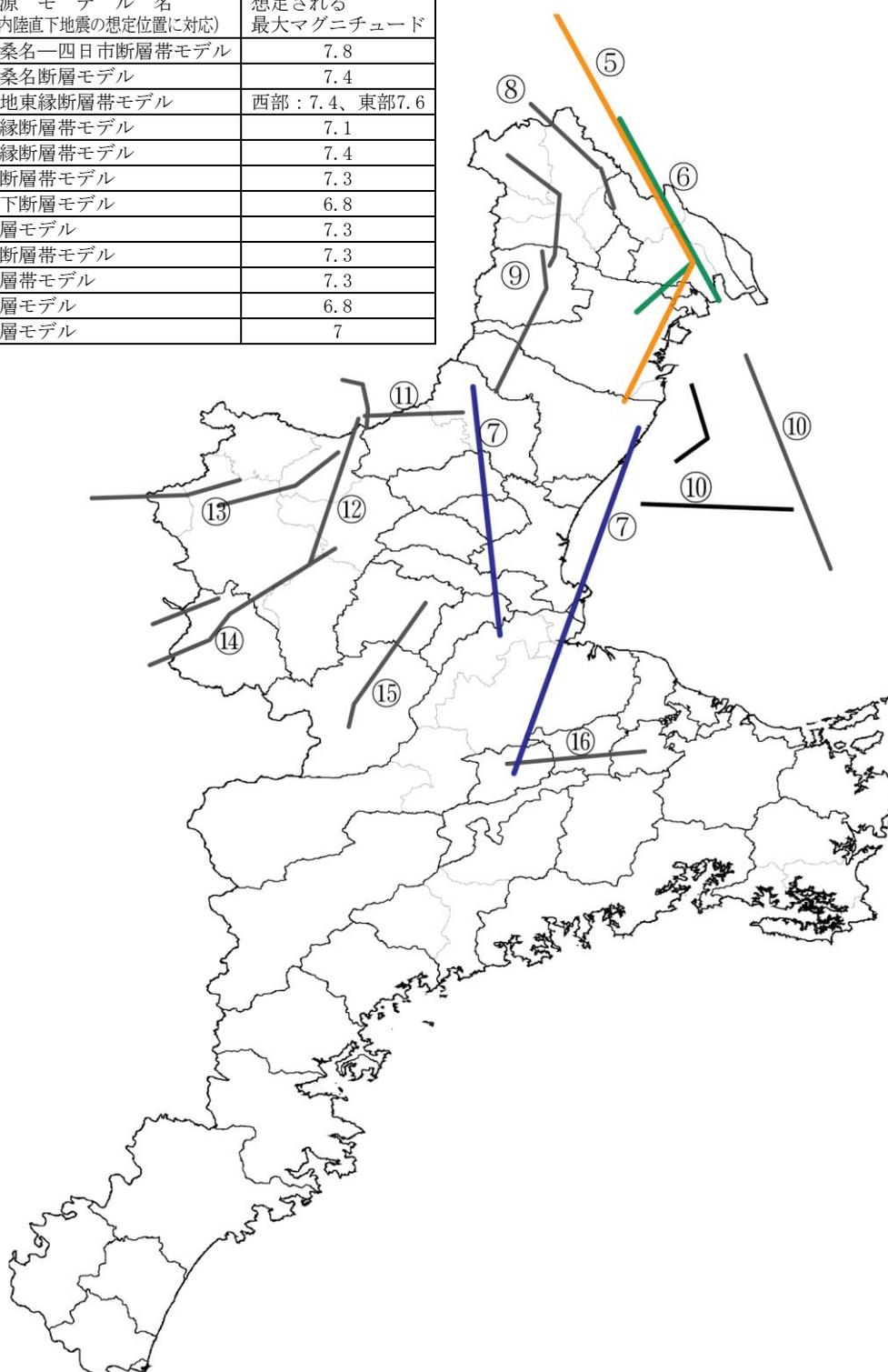
④南海地震 (M8.4)

2 内陸活断層

「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成9年3月）および「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成17年3月）において、三重県内に大きな被害をもたらすと考えられる内陸活断層による地震が発生した場合の本県における被害の想定を行った。

内陸直下型地震の震源モデル名

震源モデル名 (丸数字は図内陸直下地震の想定位置に対応)	想定される 最大マグニチュード
⑤ 養老—桑名—四日市断層帯モデル	7.8
⑥ 養老—桑名断層モデル	7.4
⑦ 布引山地東縁断層帯モデル	西部：7.4、東部7.6
⑧ 養老西縁断層帯モデル	7.1
⑨ 鈴鹿東縁断層帯モデル	7.4
⑩ 伊勢湾断層帯モデル	7.3
⑪ 鈴鹿坂下断層モデル	6.8
⑫ 頓宮断層モデル	7.3
⑬ 木津川断層帯モデル	7.3
⑭ 名張断層帯モデル	7.3
⑮ 家城断層モデル	6.8
⑯ 多気断層モデル	7



第2項 被害の想定

1 プレート境界型地震

プレート境界型地震による被害想定は「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成17年3月）によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 東海・東南海・南海地震モデルによる震度分布図及び津波高さ分布図

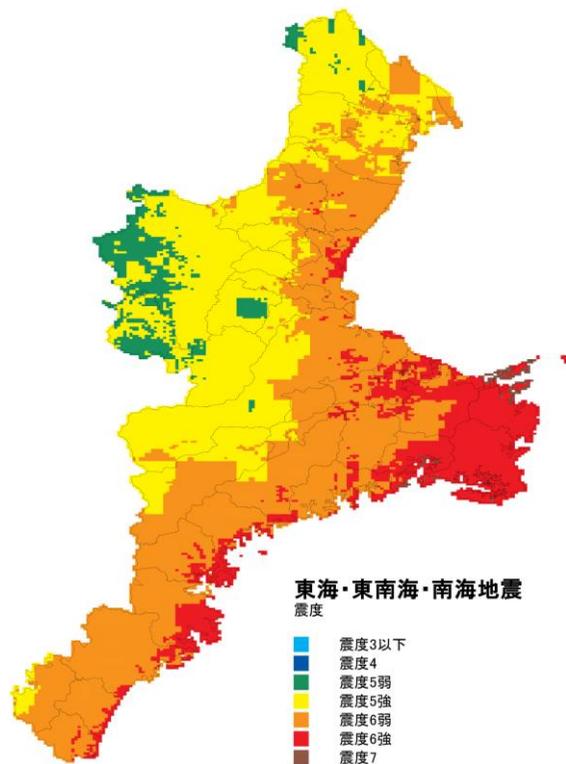


図 震度分布図

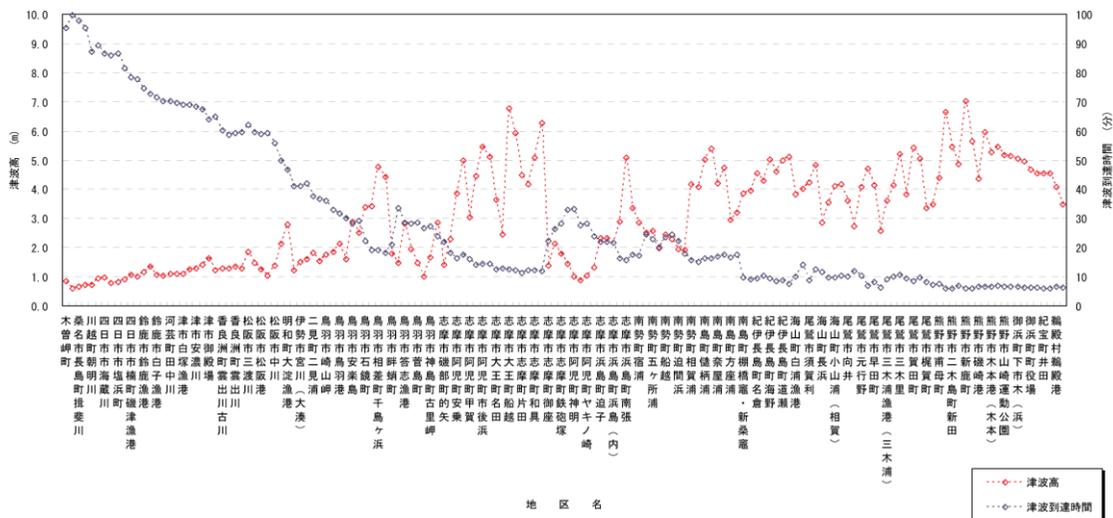


図 津波高さ分布図

(2) 震度分布

全県にわたって震度 5 弱以上の地震動に見舞われ、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市等主要な都市部では震度 6 弱以上、志摩市、南伊勢町など志摩半島の市町では震度 6 強以上、紀宝町では震度 6 弱以上の強い揺れが生じると想定されている。

(3) 津波高さ分布

熊野灘沿岸では津波高さ 4～5 m と非常に高く、津波到達時間（被害が発生し始める可能性がある 50cm の水位に達する時間）は 6 分～10 分と短い。

(4) 液状化地域

三重県北部太平洋沿岸の平野部において液状化が発生する危険性が高い。

(5) 揺れによる建物被害

ア 建物倒壊棟数

	県下	紀宝町
全壊棟数	39,000 棟（県下の建築物の約 3%）	1,732 棟（町内の建築物の約 17%）
半壊棟数	84,000 棟（" 約 6%）	2,077 棟（" 約 20%）
計	123,000 棟（" 約 9%）	3,809 棟（" 約 37%）

イ 被害の地域

被害はほぼ県全域にわたっているが、特に熊野灘沿岸では全壊率 10%以上と想定され、津市など太平洋沿岸の主要都市部においても約 5%程度の全壊率と想定される。

(6) 火災による建物被害

ア 建物被害

	県下	紀宝町
焼失棟数	27,000 棟（冬 18 時、風速 3 m）	2,480 棟

イ 被害の地域

被害は建物倒壊率の高い熊野灘沿岸部や建物密度が高い津市などの市街地に集中している。

(7) 液状化による建物被害

ア 建物被害

	県下	紀宝町
全壊棟数	10,800 棟（県内の建築物の約 0.8%）	89 棟（町内の建築物の約 1%）

イ 被害の地域

液状化危険度の高い三重県北部太平洋沿岸の平野部で被害が大きい。

(8) 斜面崩壊による建物被害

ア 建物被害

	県下	紀宝町
全壊棟数	3,000 棟 (県下の建築物の約 0.2%)	34 棟 (町内の建築物の約 0.3%)
半壊棟数	8,000 棟 (" 約 0.5%)	79 棟 (" 約 0.7%)

イ 被害の地域

被害は県全域にわたっており、揺れによる被害が少ない山間部においても被害の発生が想定される。

(9) 揺れによる建物被害、火災による建物被害及び斜面崩壊による建物被害に伴う人的被害

ア 被害想定結果

	県下	紀宝町
死者数	600 人 (春夏秋の昼間) ～1,600 人 (冬の早朝)	32～82 人
負傷者数	4,300 人 (春夏秋の昼間) ～12,000 人 (冬の早朝)	99～238 人
り災者数	1,400,000 人	9,963 人
避難者数	43,000 人 (冬の早朝) ～ 62,000 人 (冬の夕方)	1,492～3,095 人

(10) 津波による被害

ア 被害想定結果

	県下	紀宝町
全壊棟数	10,000 棟 (海岸保全施設あり) ～30,000 棟 (海岸保全施設なし)	0～306 棟
半壊棟数	6,000 棟 (海岸保全施設あり) ～30,000 棟 (海岸保全施設なし)	37～360 棟
死者数 (海岸保全施設あり、早朝)	1,000 人 (防災意識高) ～3,000 人 (防災意識低)	12～19 人
死者数 (海岸保全施設なし、早朝)	2,000 人 (防災意識高) ～6,000 人 (防災意識低)	113 人～231 人

イ 被害の地域

被害の地域は志摩市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、大紀町、紀北町等の志摩半島から熊野灘沿岸部の海岸付近に集中している。

紀宝町では鵜殿地区に集中している。

(11) 危険性物質被害（県下）

ア 被害想定結果（火災）

火災発生件数は以下の通りと想定される。

四日市臨港地区：中量流出程度の火災で 2.9×10^{-2} 件、

タンク火災（全面火災）で 2.8×10^{-3} 件

尾鷲地区：タンク火災（全面火災）で 1.5×10^{-2} 件

(12) 交通施設被害（県下）

ア 緊急輸送道路の被害想定結果

被害率 0%～10%と想定される道路延長：全延長の約 50%

被害率 10%～20%と想定される道路延長：全延長の約 38%

被害率 20%～30%と想定される道路延長：全延長の約 13%

イ 被害の地域

三重県の南北を接続するほぼ唯一の輸送道路である国道 42 号線をはじめ、太平洋沿岸部の緊急輸送道路は大きな被害を受けると想定され、輸送支障が懸念される。

(13) ライフライン施設被害（県下）

ア 上水道の被害想定

地震動により配水管及び給水管の被害箇所は 25,000 箇所となり、断水世帯は約 63 万世帯に達すると想定される。

イ 下水道の被害想定

地震動により約 700 箇所の被害が発生すると想定される。

ウ 通信の被害想定

地震動により地中配電線で約 30km、架空配電線で約 15km、電柱で約 1,000 本の被害が想定される。

エ 電力の被害想定

地震動により地中配電線で約 2 km、架空配電線で約 33km、電柱で約 2,300 本の被害が想定される。

オ ガスの被害想定

地震動により供給管の被害箇所は約 700 箇所の被害が想定される。

2 内陸直下型地震

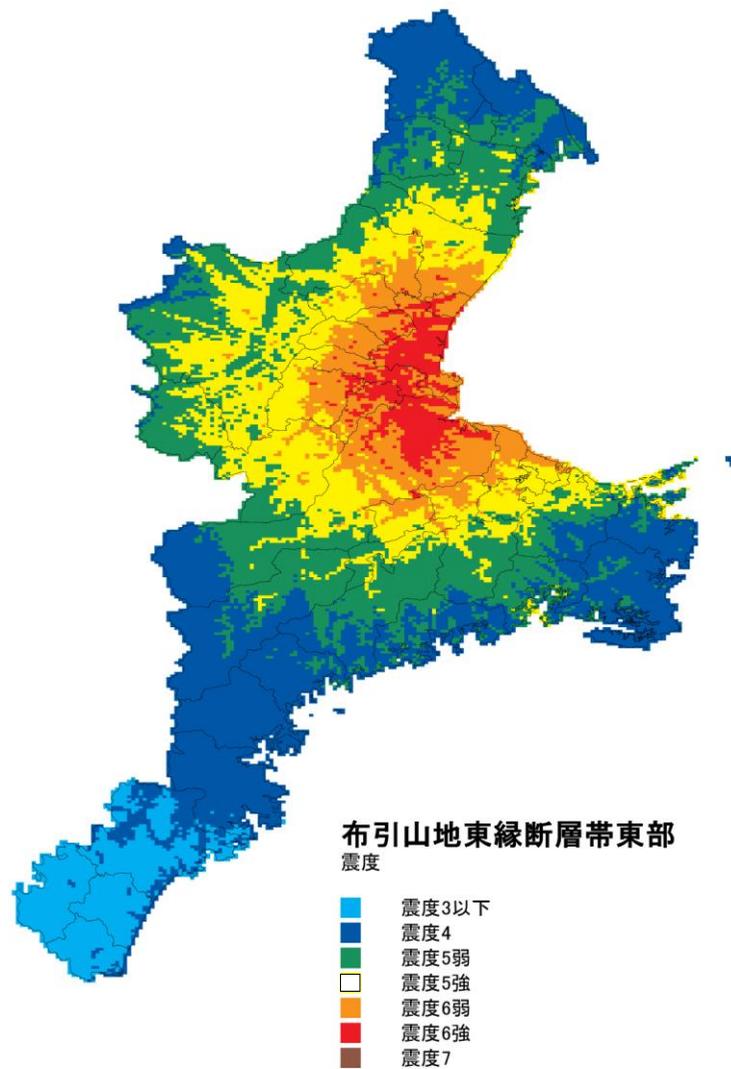
(1) 養老-桑名-四日市断層帯による震度分布



Key Point

- ◆北勢地域で震度6強から震度7の強い揺れ
- ◆津波の心配はない
- ◆四日市市で全壊棟数3,000棟、桑名市で全壊棟数約1,500棟など北勢地域で被害大
- ◆北勢地域の幹線道路はほぼ全面不通
- ◆コンビナート施設が被害を受けた場合、近隣住民の安全確保が課題

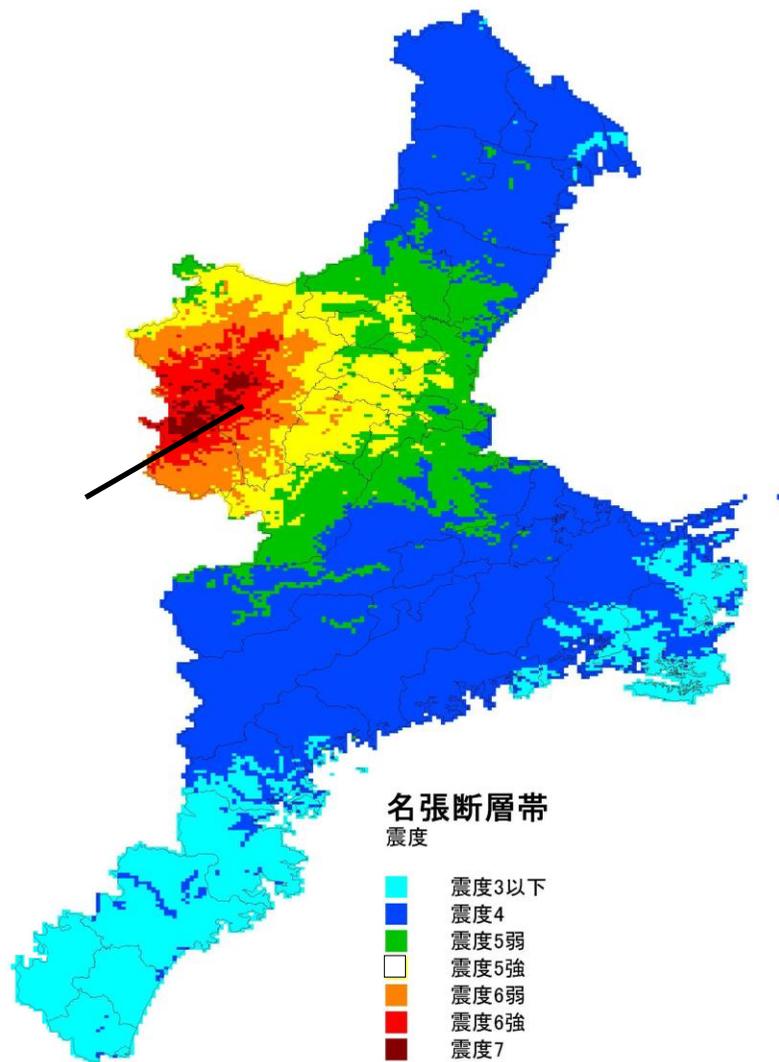
(2) 布引山地東縁断層帯東部による震度分布



Key Point

- ◆中勢地域の広い範囲で震度6強の強い揺れ
- ◆津波の心配はない
- ◆津市で全壊棟数約3,000棟、松阪市で全壊棟数約2,300棟など、中勢地域の都市部で被害大
- ◆県の中核である中勢地域の幹線道路の被害が大きいため、緊急輸送路網や情報伝達網への影響が大きい。
- ◆津市に集中している行政の基幹施設が被災した場合、緊急対応や応急対応が遅れ、被害がさらに拡大

(3) 名張断層帯による震度分布

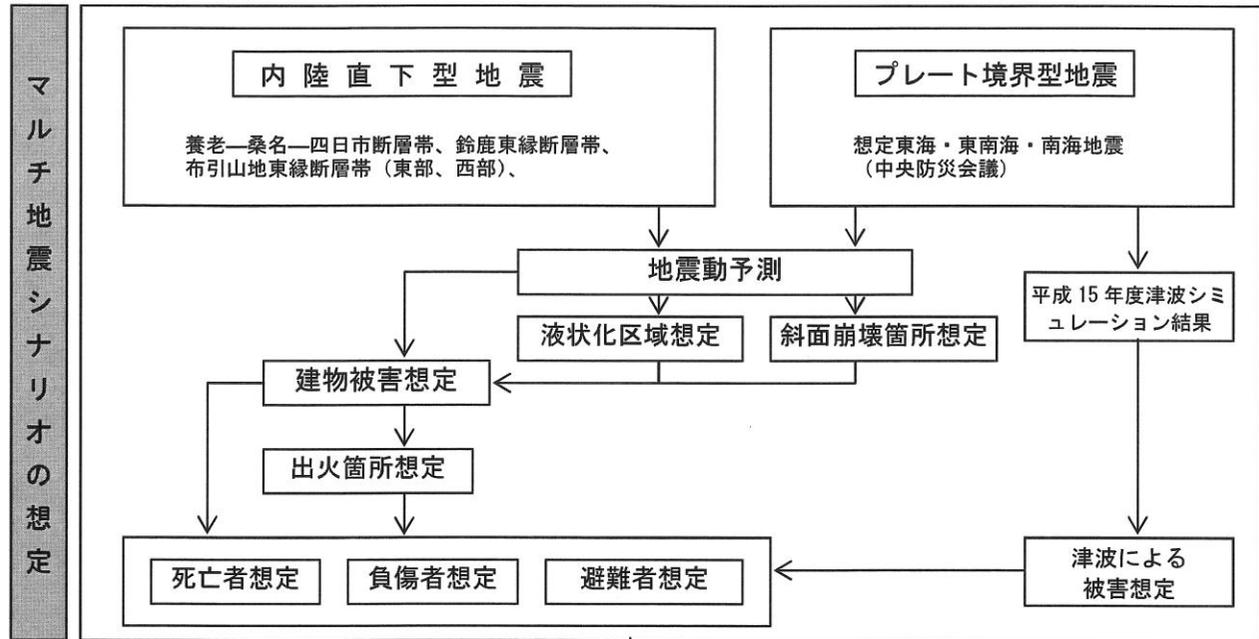


Key Point

- ◆伊賀地域で震度6強から震度7の強い揺れ
- ◆津波の心配はない
- ◆伊賀市を中心に全壊・焼失棟数約3,100棟と伊賀地域で被害大
- ◆国道165号線などの緊急輸送路網の被害により、伊賀地域への輸送支障が懸念される。

地震被害想定フローチャート

三重県を襲う地震にはどのようなものがあるのか？



三重県が備えるべき地震

市町別平均震度・市町別最大地震分布

地域区分	北勢地域	中勢地域北部	伊賀地域	中勢地域南部 南勢志摩地域	東紀州地域
最大の被害をもたらす地震	養老-桑名-四日市断層帯モデル	布引山地東縁断層帯モデル	名張断層帯モデル	想定東海・東南海・南海地震モデル	
	内陸直下地震			プレート境界地震	

地震による被害

地震名	内陸直下型地震			プレート境界型地震	
	養老-桑名-四日市断層帯モデル	布引山地東縁断層帯(東部)モデル	名張断層帯モデル	想定東海・東南海・南海地震モデル	
被害が集中する地域	北勢地域	中勢地域北部	伊賀地域	中勢地域南部 南勢志摩地域 東紀州地域	
詳細被害予測項目	津波による死者	-	-	約1,000人～ 約3,100人	
	死者	約200人	約300人	約1,700人	
	負傷者	約2,400人	約2,200人	約11,700人	
	避難者	約12,000人	約10,300人	約43,300人	
	揺れによる全壊棟数	約5,700棟	約5,600棟	約1,200棟	約39,000棟
	焼失棟数	約400棟	約500棟	約500棟	約2,900棟
	液状化による全壊	約7,000棟	約6,200棟	約800棟	約10,800棟
	斜面崩壊による全壊棟数	約700棟	約1,200棟	約600棟	約3,400棟
津波による全壊	-	-	-	約10,000棟	

*冬の午前5時発生で想定。津波による死者の幅は、防災意識の高低による。

第3項 長期評価

1 主要な活断層及び海溝型地震に関する長期評価の概要

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）等について評価、公表を行っている。

本県に大きな影響を及ぼすと考えられる南海トラフで発生する地震（東南海地震、南海地震）及び県内に存在する主要な活断層に関する長期評価結果の概要は、それぞれ以下のとおりである。

（南海トラフの地震の長期評価の概要—基準日：平成19年（2007年）1月1日）

地震名	長期評価で予想した地震規模（M）		地震発生確率			平均発生間隔
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
東南海地震	8.1前後	同時発生の 場合8.5前 後	10%～20%	60%～70% 程度	90%程度	111.6年
						62.1年前
南海地震	8.4前後		10%程度	50%程度	80%～90%	114.0年
						60.0年前

（県内主要活断層の長期評価の概要—基準日：平成19年（2007年）1月1日）

地震名	長期評価で予想した地震規模（M）	地震発生確率			平均発生間隔
		30年以内	50年以内	100年以内	最新発生時期
養老—桑名—四日市 断層帯	8程度	ほぼ0%～ 0.6%	ほぼ0%～ 1%	ほぼ0%～ 3%	1,400年～1,900年 13～16世紀
鈴鹿東縁断層帯	7.5程度	ほぼ0%～ 0.07%	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.2%	約6,500年～12,000年 約3,500～2,800年前
布引山地東縁断層帯 （西部）	7.4程度	ほぼ0%～ 1%	ほぼ0%～ 2%	ほぼ0%～ 4%	17,000年程度 約28,000～400年前
布引山地東縁断層帯 （東部）	7.6程度	0.001%	0.002%	0.005%	25,000年前 11,000年前頃
頓宮断層	7.3程度	1%以下	2%以下	4%以下	約10,000年以上 約10,000年前～7世紀
木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000年～25,000年 1854年伊賀上野地震
伊勢湾断層帯 （主部／北部）	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	10,000年～15,000年程度 概ね1,000年前～500年前
伊勢湾断層帯 （主部／南部）	6.9程度	ほぼ0%～ 0.002%	ほぼ0%～ 0.003%	ほぼ0%～ 0.009%	5,000年～10,000年程度 概ね2,000年前～1,500年前
伊勢湾断層帯 （白子—野間断層）	7.0程度	0.2%～0.8%	0.3%～1%	0.7%～3%	8,000年程度 概ね6,500年前～5,000年前

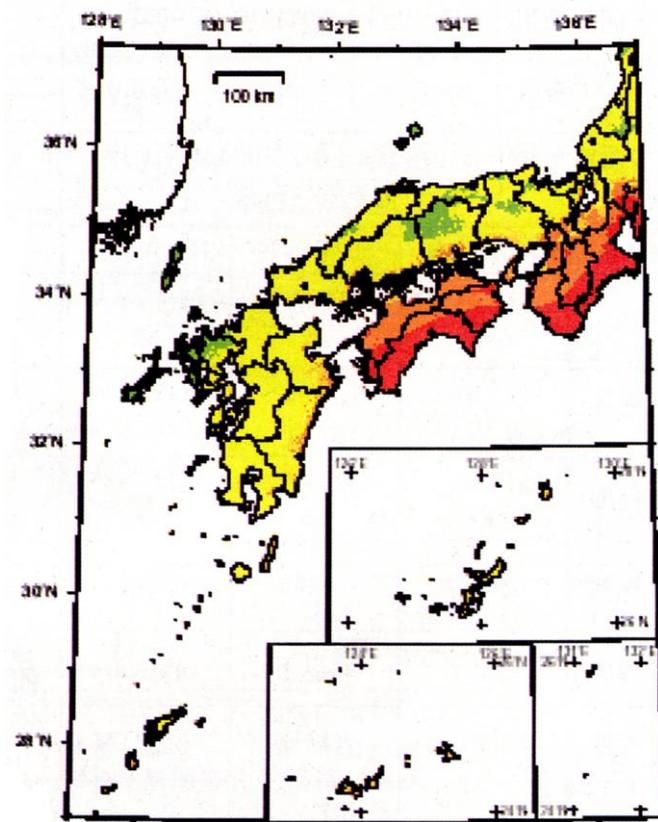
(注1) 政府の地震調査委員会は、国内の主要な活断層における相対的な評価として、今後30年間の地震発生確率(最大値)により、「今後30年の間に地震が発生する可能性が高いグループ(最大値が3%以上の場合)」、「今後30年の間に地震が発生する可能性がやや高いグループ(最大値が0.1%以上～3%未満の場合)」及び「それ以外」に分類している。

(注2) なお、参考となる比較対象として、1995年兵庫県南部地震発生直前における30年以内の地震発生確率は、0.02%～8%と算定されている。

2 全国を概観した地震動予測地図の概要

また、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、上記の長期評価等の成果を踏まえ、今後の一定期間内に強い揺れに見舞われる可能性を示した「確率論的地震動予測地図」の作成、公表を行っている。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した地図によれば、本県内は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が「26%以上」の「高い」地域、又は「6～26%」の「やや高い」地域に属している。県庁所在地の津市についても、南海トラフで発生する地震の影響が高く、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、59.9%(2006年1月1日時点)となっている。



今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(西日本地域)

(基準日: 2006年1月1日)

「全国を概観した地震動予測地図」報告書(地震調査研究推進本部地震調査委員会)より抜粋